

令和7年第1回熊野町議会定例会

会議録（第2号）

1. 招集年月日 令和7年3月4日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 令和7年3月5日

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（13名）

|          |           |
|----------|-----------|
| 1番 藤本健太  | 2番 世良将生   |
| 3番 水原耕一  | 4番 福垣内邦治  |
| 5番 光本一也  | 6番 中島数宜   |
| 7番 尺田耕平  | 8番 竹爪憲吾   |
| 9番 沖田ゆかり | 10番 片川学   |
| 11番 民法正則 | 13番 大瀬戸宏樹 |
| 14番 時光良造 |           |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員（0名）

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|        |       |
|--------|-------|
| 町長     | 三村裕史  |
| 副町長    | 岩田秀次  |
| 教育長    | 平岡弘資  |
| 総務部長   | 西岡隆司  |
| 住民生活部長 | 西川伸一郎 |
| 健康福祉部長 | 西村ゆり  |
| 企画担当部長 | 榎並正和  |
| 建設農林部長 | 堂森憲治  |
| 技術担当部長 | 寺垣内栄作 |
| 教育部長   | 立花太郎  |

|         |       |
|---------|-------|
| 総務部次長   | 佛圓至裕  |
| 住民生活部次長 | 福嶋春樹  |
| 健康福祉部次長 | 井原志保里 |
| 建設農林部次長 | 宗像雅充  |
| 教育部次長   | 須賀雅彦  |
| 財務課長    | 多久見良数 |
| 産業観光課長  | 近藤光宏  |
| 収納管理課長  | 堀野准   |
| 防災安全課長  | 北川忠博  |
| 生活環境課長  | 花岡秀城  |
| 高齢者支援課長 | 竹本園美  |
| 子育て支援課長 | 熊野孝則  |
| 健康推進課長  | 寺澤ひとみ |
| 農林緑地課長  | 中原幸成  |
| 都市整備課長  | 渡部貴幸  |
| 会計課長    | 福垣内哲治 |

~~~~~○~~~~~

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|---------|------|
| 議会事務局長 | 桐木和義 |
| 議会事務局書記 | 尾濱宏教 |

~~~~~○~~~~~

8. 議事日程（第2号）

開会宣告

- 日程第 1 議案第 1 2 号 町道の路線認定について
- 日程第 2 議案第 1 3 号 財産の取得について（食缶）
- 日程第 3 議案第 1 4 号 財産の取得について（食器等）
- 日程第 4 議案第 1 5 号 （仮称）筆の里創造の丘公苑観光交流施設新築工事請負契約の締結について
- 日程第 5 議案第 1 6 号 専決処分した令和 6 年度熊野町一般会計補正予算（専決第 3 号）の報告及び承認について

- 日程第 6 議案第 17 号 令和 6 年度熊野町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 7 議案第 18 号 令和 6 年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 8 議案第 19 号 令和 6 年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 9 議案第 20 号 令和 6 年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 10 議案第 21 号 令和 6 年度熊野町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 11 議案第 22 号 令和 7 年度熊野町一般会計予算について
- 日程第 12 議案第 23 号 令和 7 年度熊野町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第 13 議案第 24 号 令和 7 年度熊野町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 14 議案第 25 号 令和 7 年度熊野町介護保険特別会計予算について
- 日程第 15 議案第 26 号 令和 7 年度熊野町下水道事業会計予算について
- 日程第 16 発議第 1 号 熊野町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例案について

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

（開会 9 時 30 分）

○議長（時光） おはようございます。

ただいまの出席議員は 13 名です。定足数に達していますので、昨日に引き続き会議を再開いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第 1、議案第 12 号、町道の路線認定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第 12 号、町道の路線認定につきまして、提案理由を御説明申し上げ

げます。

町道の路線認定につきましては、堂ヶ迫3号線、大年原6号線、火ノ原3号線、火ノ原4号線、宮ヶ迫4号線、宮ヶ迫5号線、上ノ山2号線、上ノ山3号線、大道地3号線、福垣内4号線及び中溝呉地中央線を道路法の認定に基づき町道として路線認定を行うものでございます。

詳細につきましては、建設農林部次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 宗像建設農林部次長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部次長（宗像） 議案第12号、町道の路線認定の詳細につきまして、お手元の資料14により御説明申し上げます。

場所につきましては、1ページに町道認定路線表及び位置図を、また、各路線の詳細につきましては、2ページから30ページまでに詳細図及び地番図を添付しておりますので、御参照ください。

今回認定する道路につきましては、都市計画法に基づく開発行為等により施工された道路を路線認定するものであり、既に寄附・帰属を受けているものでございます。

また、広島県から移譲を受ける予定である一般県道瀬野呉線を路線認定するものでございます。

それでは、1ページに戻りまして、資料上段の認定路線表を御覧ください。

まず1路線目、路線番号737、堂ヶ迫3号線です。延長は38.5メートル、幅員は5メートルから10メートルです。起点は、呉地一丁目1096番1地先から、終点は呉地一丁目1096番8地先です。

次に、2路線目、路線番号738、大年原6号線です。延長は42.4メートル、幅員4.5メートルから9.6メートルです。起点は、出来庭七丁目2340番7地先、終点は、出来庭七丁目2340番13地先です。

次に、3路線目、路線番号739、火ノ原3号線です。延長は113.7メートル、幅員は6メートルから21.3メートルです。起点は、出来庭十丁目2709番4地先、終点は、出来庭十丁目2710番30地先です。

次に、4路線目、路線番号740、火ノ原4号線です。延長は48.1メートル、幅

員6メートルから11メートルです。起点は、出来庭十丁目2710番28地先、終点は、出来庭十丁目2710番26地先です。

次に、5路線目、路線番号741、宮ヶ迫4号線です。延長は23.4メートル、幅員は6メートルから16メートルです。起点は、中溝五丁目3491番22地先、終点は、中溝五丁目3491番19地先です。

次に、6路線目、路線番号742、宮ヶ迫5号線です。延長は44.8メートル、幅員6メートルから12.5メートルです。起点は、中溝五丁目3491番5地先、終点は、中溝五丁目3491番9地先です。

次に、7路線目、路線番号743、上ノ山2号線です。延長は61.6メートル、幅員は6メートルから13.2メートルです。起点は、川角二丁目472番29地先、終点は、川角二丁目472番22地先です。

次に、8路線目、路線番号744、上ノ山3号線です。延長は14メートル、幅員は6メートルから13.1メートルです。起点は、川角二丁目472番12地先、終点は、川角二丁目472番11地先です。

次に、9路線目、路線番号745、大道地3号線です。延長は86.9メートル、幅員は6メートルから12メートルです。起点は、川角二丁目222番2地先、終点は、川角二丁目222番11地先です。

次に、10路線目、路線番号746、福垣内4号線です。延長は50メートル、幅員は4.5メートルから9.8メートルです。起点は、萩原六丁目6289番4地先、終点は、萩原六丁目6290番7地先です。

最後に、11路線目、路線番号747、中溝呉地中央線です。延長は1020メートル、幅員は4メートルから22.2メートルです。起点は、中溝一丁目3575番1地先、終点は、呉地四丁目441番1地先です。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） たくさん開発されるようなんですけども、この町道は何軒建つかによ

って違うと思うんですが、ミラーの設置についてちょっとお伺いしたいんですけれども、今回ここに出ている中で、ミラーを設置する必要があるところがありますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 宗像次長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部次長（宗像） カーブミラーということですので、開発の段階で明らかにどういうんですか、開発地の中でカーブといいますか曲がり角になるようなところについては、開発業者のほうに御協力をいただいております。

また、既存の道路に接続するところで、出入口で家が建って見えにくくなるというようにところについても御協力をお願いしておるところです。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） 家が建ってから頼まれることが多いんですけれども、事前に分かっていたら先に設置できるようにしていただいたら、家が建って引っ越ししてこられた方の危険もないと思いますので、よろしくをお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第12号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第2、議案第13号、財産の取得についてを議題とします。
提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第13号、財産の取得につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町立学校給食備品等購入事業について、その予定価格が700万円を超えるため、議会の議決を求めるものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

片川議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（片川） ちょっとお尋ねするんですが、参考までに。この備品です、大体何年ぐらい使えるものを検討されているのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 須賀教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（須賀） 食缶及び食器なんですけれども、一応は5年という耐用年数になるかと思えます。ただ食缶につきましては5年というのから7年、8年はもつような頑丈なものだと聞いております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） ほかにありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第13号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、議案第13号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) これより日程第3、議案第14号、財産の取得についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第14号、財産の取得につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町立学校給食備品等の購入について、その予定価格が700万円を超えるため、議会の議決を求めるものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

光本議員。

~~~~~○~~~~~

○5番(光本) 落札業者の広島アイホー調理機株式会社、他町の今までの実績等があれば、市町の実績のほうをお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) 須賀次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長(須賀) 手元に資料がないので申し訳ないのですが、一応、目的にもそのアイホーという商品をほとんどというか、各市町の小学校、中学校のほうで導入されていると業者のほうからは聞いております。

以上です。

~~~~~○~~~~~



○議長（時光） 光本議員。

~~~~~○~~~~~  
○5番（光本） また後ほどでもよろしいので、市町の実績をお願いします。

~~~~~○~~~~~  
○議長（時光） 須賀次長。

~~~~~○~~~~~  
○教育部次長（須賀） では用意させていただいて、提示させていただきます。

以上です。

~~~~~○~~~~~  
○議長（時光） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第14号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~  
○議長（時光） これより日程第4、議案第15号、（仮称）筆の里創造の丘公苑観光交流施設新築工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~  
○町長（三村） 議案第15号、（仮称）筆の里創造の丘公苑観光交流施設新築工事請負契約の締結につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

この契約は、筆の里工房北側に観光交流施設を整備し、主体的な創造活動等を通じて定住交流の促進及び観光振興を図るものです。

その工事の契約締結について、その予定価格が5,000万円以上のため、議会の議決を求めるものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第15号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第5、議案第16号、専決処分した令和6年度熊野町一般会計補正予算（専決第3号）の報告及び承認についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第16号、専決処分した令和6年度熊野町一般会計補正予算（専決第3号）の報告及び承認につきまして、御説明申し上げます。

専決処分した令和6年度熊野町一般会計補正予算（専決第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,780万円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億2,626万4,000円とするものでございます。

内容につきましては、国の施策に基づき物価高騰などに直面する低所得世帯を支援するため、住民税非課税世帯へ1世帯当たり3万円の支給と、その世帯に扶養されている18歳以下の児童1人当たり2万円を支給するための費用として、歳入歳出予算にそれ

ぞれ8,780万円を増額補正したもので、当該事業に係る予算を早急に措置する必要があることから、地方自治法第179号第1項の規定に基づき専決処分したものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第16号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第6、議案第17号、令和6年度熊野町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第17号、令和6年度熊野町一般会計補正予算（第4号）案につきましては、既定の歳入歳出予算総額からそれぞれ1億8,192万円を減額し、歳入歳出予算の総額を109億4,434万4,000円とするものでございます。また、第2条で継続費の補正、第3条で繰越明許費の補正、第4条で地方債の補正についてお願いするものでございます。

一般会計の総予算案の詳細につきましては、副町長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

〇議長（時光） 岩田副町長。

〇副町長（岩田） 令和6年度熊野町一般会計補正予算（第4号）案の内容につきまして御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。

16ページをお開きください。

歳入につきましては、款ごとに主な増減を御説明いたします。

1款・町税につきましては、全体で300万円の減額でございます。主な内容は、1項・町民税において、個人町民税が定額減税の実施に伴い3,960万円の減額、法人町民税では、法人税割の増による630万円の増額で、個人・法人を合わせて3,330万円の減額でございます。

2項・固定資産税では、土地及び家屋が増額見込みになったことから、2,020万円の増額でございます。

4項・町たばこ税では、売上げ本数が増加したことにより800万円の増額でございます。

次の18ページ、3款・利子割交付金から20ページ、8款・環境性能割交付金までにつきましては、県からの配分見込額に応じて補正を行っております。

10款・地方交付税では、令和6年度地方交付税の再算定に伴い、1億3,407万6,000円の増額でございます。

12款・分担金及び負担金につきましては、351万8,000円の減額でございます。この主な内容は、1項・負担金において、定額減税の実施により保育所利用料523万3,000円の減額などがございます。

続きまして、22ページ下段から27ページにかけての、14款・国庫支出金につきましては、全体で1億1,278万5,000円の減額でございます。主な内容でございますが、22ページ下段から25ページ中段にかけての、1項・国庫負担金、1目・民生費負担金では、障害者総合支援事業における障害者自立支援等国庫負担金の収入見込額の減など、項全体で3,480万1,000円の減額、24ページ下段から27ページにかけての、2項・国庫補助金につきましては、26ページの4目・土木費補助金で、筆の里工房周辺整備事業における都市公園事業交付金の減額など、項全体で7,798

万4,000円の減額となっております。

続いて、28ページから31ページにかけての15款・県支出金につきましては、全体で1,260万円の減額でございます。主な内容といたしましては、30ページの2項・県補助金、4目・農林水産業費補助金で、小規模崩壊地復旧事業の歳出予算減に伴う減額など、項全体で675万3,000円の減額でございます。

続いて、32ページの16款・財産収入については、全体で112万7,000円の増額でございます。主な内容といたしましては、2項・財産売払い収入におきまして、公用廃止をした里道の売払いなどで100万3,000円の増額でございます。

続いて17款・寄附金につきましては、現在までの寄附実績から9,010万3,000円の減額でございます。

続いて、18款・繰入金につきましては、全体で3,434万9,000円の減額でございます。主な内容といたしましては、地方交付税の追加交付や事業費の減に伴い、財政調整基金繰入金を3,073万4,000円、筆の里づくり基金繰入金を361万5,000円、それぞれ減額したことでございます。

続いて、34ページから37ページ中段にかけての20款・諸収入につきましては、全体で2,693万1,000円の減額でございます。この主な内容は、5項・雑入で、36節・ワクチン生産体制等緊急整備基金助成金において、新型コロナワクチン接種者の減により2,299万9,000円の減など、項全体で2,620万5,000円の減額でございます。

続いて、36ページ中段から39ページにかけての21款・町債につきましては、6,660万3,000円の減額でございます。詳細につきましては、後ほど第4表で事業別に説明させていただきます。

次に、歳出につきまして御説明いたします。

40ページをお開きください。

歳出につきましては、主に執行残の減額などの予算整理となっております。説明に当たりましては、目別に主な増額事業と減額事業の内容について御説明いたします。

それでは46ページをお開きください。

2款・総務費、2項・企画費、1目・企画総務費では、行政情報化事業において基幹系システムの標準化対応業務の仕様精査や、今年度のガバクラ利用料が国負担になったことなどによる役務費や委託料など3,015万9,000円の減額でございます。

続いて、下段から次のページ中段にかけてのふるさと納税事務事業において、ふるさと納税の寄附額の減に伴う返礼品に要する報償費や役務費など2,670万7,000円の減額でございます。

続いて、56ページをお願いいたします。

3款・民生費、1項・社会福祉費、1目・社会福祉総務費では、中段の物価高騰対応重点支援給付金支給事業において、令和6年度に新たに住民税が非課税となる世帯などに対しての、給付金支給実績から扶助費など2,306万7,000円の減額でございます。

続いて、下段から次のページにかけての定額減税補足給付金支給事業において、低額現在し切れないと見込まれる方に対しての給付金支給実績から扶助費など1,800万円の減額でございます。

続いて、58ページの3目・障害者福祉費では、下段から次のページにかけての障害者総合支援事業において、利用者の増加により扶助費など2,669万2,000円の増額でございます。

続いて、60ページの6目・国民健康保険費では、熊野町国民健康保険事業において繰出金の増加により、1,077万1,000円の増額でございます。

続いて、7目・福祉医療費では、福祉医療費公費負担事業において、ひとり親家庭の医療費の増加により、85万9,000円の増額でございます。

続いて、62ページ下段の2項・生活保護費、2目・扶助費では、生活保護費支給事業における実績見込みにより、2,200万円を減額しております。

続いて、66ページをお開きください。

3項・児童福祉費、3目・保育所費では、保育所等運営事業において、公定価格の改正が4月1日に遡って適用されたことによる負担金補助及び交付金など、4,167万5,000円の増額でございます。

続いて、68ページをお願いいたします。

4款・衛生費、1項・保健衛生費、2目・予防費では、感染症対策事業において新型コロナウイルスワクチン接種者が見込みを下回ったことから、委託料など2,558万9,000円の減額でございます。

続いて、下段から次のページにかけての3目・母子保健費では、母子保健事業において産後ケア事業の利用者の増加により、委託料など107万円の増額でございます。

続いて、71ページ中段の出産・子育て応援交付金事業においては、出産・子育て応援交付金の申請者の増加により、210万円の増額をしております。

続いて、76ページをお開きください。

中段の5款・農林水産業費、2項・林業費、1目・林業振興費では、小規模崩壊地復旧事業において、事業費の執行状況により2,365万4,000円を減額しております。

続いて、84ページをお願いいたします。

下段の7款・土木費、4項・都市計画費、2目・公園費では、筆の里工房周辺整備事業において、国庫補助金の交付決定額に合わせた予算執行とするため、事業計画を見直したことによる5,700万円の減額でございます。

続いて、100ページをお開きください。

下段から次のページにかけての、12款・諸支出金、1項、1目・基金費の基金事業につきましては、筆の里づくり基金積立金として、ふるさと納税などを計画的に活用するための積立てや、減債基金積立金として国の補正予算により増額措置された普通交付税を活用した積立てなど、事業合計で1億6,370万3,000円の増額でございます。

以上が、歳入歳出予算補正の主な内容でございます。

次に、6ページにお戻りください。

第2表、継続費補正でございます。筆の里工房周辺整備事業において、国庫補助金の交付決定額に合わせた事業計画とするため、全体額は変更せず、令和6年度、令和7年度の年割額を変更しております。

第3表、繰越明許費補正につきましては、国の補正予算に係るものなど年度内の執行が困難になった経費について、翌年度に繰り越して使用するため、合計で1億212万2,000円を計上しております。

第4表、地方債補正では、下段から次のページにかけての1、変更につきましては、事業費の増減に伴う調整を行っております。

8ページ下段から次のページにかけての2、廃止につきましては、緊急自然災害防止対策事業債では、広島県が施工する砂防事業の進捗に合わせ、舗装補修工事を中止したことや、次のページの緊急防災・減災事業債では、事業計画を変更したこと、臨時財政対策債につきましては、普通交付税の追加交付などによって財源が確保できたことにより、それぞれ借入額を廃止するものでございます。

令和6年度熊野町一般会計補正予算（第4号）案についての説明は以上でございます。

〇議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

沖田議員。

〇9番（沖田） 77ページの小規模崩壊地復旧事業なんですけれども、議会運営委員会において12ほどの小規模崩壊地の設計変更に伴う減額とお伺いしました。詳細な説明を求めます。

〇議長（時光） 中原農林緑地課長。

〇農林緑地課長（中原） 古屋奥小規模崩壊地復旧事業、城之堀の古屋奥という地区になるんですが、こちらのほうはすみません、本事業の事業費につきまして、予算要求時点ではまだ設計ができておりませんでしたもので、当時、令和5年度に施工しておりました事業単価を参考に予算要求させていただいたんですが、設計が出来上がった段階で現役といいまして、雨が降って水が流れてくる例はさほど大きくないということが判明いたしましたして、実質的にかなり安く、小さい水路で済んだということと、上流で県が治山堰堤をやっておられたんですが、その工事中道路もちょっと利用させていただくことができたということで、かなり今回につきましては経済的に出来上がったということでございます。

以上です。

〇議長（時光） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

〇議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

〇議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第17号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。



(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、議案第17号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) これより日程第7、議案第18号、令和6年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第18号、令和6年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)につきましては、既定の歳入歳出予算総額から、それぞれ1億78万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を22億8,037万1,000円とするものでございます。

歳入の主な内容は、保険給付費等に対する県補助金1億3,766万8,000円の減額などでございます。

歳出の主な内容は、保険給付費1億円の減額などでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(時光) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(時光) これをもって討論を終結します。

これより議案第18号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、議案第18号については原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） これより日程第 8、議案第 19 号、令和 6 年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 議案第 19 号、令和 6 年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、既定の歳入歳出予算総額から、それぞれ 1,525 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を 9 億 7,826 万 8,000 円とするものでございます。

歳入の主な内容は、保険料の見込み減による後期高齢者医療保険料 930 万 6,000 円の減額などがございます。

歳出の主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金の確定による 1,525 万円の減額などがございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第 19 号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第 19 号については原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） これより日程第 9、議案第 20 号、令和 6 年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第20号、令和6年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、御説明申し上げます。

保険事業勘定につきましては、既定の歳入歳出予算総額から、それぞれ6,929万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を24億5,759万2,000円とするものでございます。

歳入の主な内容は、基金繰入金3,856万5,000円の減額や、保険給付費の減額による支払基金交付金1,747万8,000円の減額などでございます。

歳出の主な内容は、保険給付費6,821万4,000円の減額などでございます。

続きまして、介護サービス事業勘定につきましては、既定の歳入歳出予算総額から、それぞれ125万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,517万8,000円とするものでございます。歳入の内容は、一般会計繰入金125万3,000円の減額でございます。歳出の内容は、事業費において介護予防プラン作成委託料125万3,000円の減額でございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） 20ページの8款・諸収入、3項・雑入、1目・雑入の成年後見申立て費用本人負担分なのですが、これは1人分なんですか、それと今年度の実績を教えてください。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 竹本高齢者支援課長。

~~~~~○~~~~~

○高齢者支援課長（竹本） こちらのほうは1人分となっております。今年度につきましては、今3人ほど進めています。

以上です。

~~~~~〇~~~~~

○議長（時光） ○議長（時光） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第20号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号については原案のとおり可決されました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（時光） これより日程第10、議案第21号、令和6年度熊野町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~〇~~~~~

○町長（三村） 議案第21号、令和6年度熊野町下水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、収益的支出予定額を827万5,000円減額し、総額を5億6,653万8,000円とするものでございます。

また、資本的収入予定額を1,497万6,000円減額し、総額を3億7,722万円とし、資本的支出予定額を865万8,000円減額し、総額を5億7,098万1,000円とするものでございます。

収入の主な内容といたしましては、資本的収入として企業債の減額、国庫補助金の減額、公共ます設置に係る受益者負担金及び下水道移設に係る工事負担金の減額でございます。

支出の主な内容といたしましては、収益的支出として太田川流域下水道維持管理負担金の減額でございます。また、資本的支出として県道矢野安浦線工事に伴う下水道移設

に係る設計委託料の減額、公共ます設置工事等の工事請負費の減額、太田川流域下水道建設負担金の減額でございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第21号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） お諮りします。

これより日程第11、議案第22号、令和7年度熊野町一般会計予算についてから、日程第15、議案第26号、令和7年度熊野町下水道事業会計予算についてまでを一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第22号から日程第15、議案第26号までを一括議題とすることに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第11、議案第22号から日程第15、議案第26号までを一括議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第22号から第26号まで、一括して提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第22号、令和7年度熊野町一般会計予算案ですが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119億7,953万4,000円とするものでございます。

2ページからの歳入ですが、主な内容といたしましては、町税25億2,518万7,000円、地方交付税28億3,300万円、国庫支出金27億8,199万1,000円、県支出金8億9,461万7,000円、町債6億6,840万円などがございます。

次に、5ページからの歳出ですが、主な内容といたしまして、総務費は17億5,654万円で、行政情報化事業としてシステムの標準化移行や市内ネットワークの維持管理に係る経費のほか、筆の里工房事業、ふるさと納税事務事業などを計上しており、全体の14.7%を占めております。民生費は51億1,846万5,000円で、保育所等運営事業として教育・保育の受入れ体制を確保するための経費のほか、障害者総合支援事業、後期高齢者医療事業などを計上しており、42.7%を占めております。

衛生費は9億1,189万9,000円で、廃棄物中間処理・最終処分事業として、熊野町から発生した一般廃棄物を業者委託により適正に処理するための経費のほか、廃棄物収集運搬事業、感染症対策事業などを計上しており、7.6%を占めております。

土木費は16億758万6,000円で、筆の里工房周辺整備事業など観光交流拠点として公園整備を実施する経費のほか、下水道事業繰出金、道路維持管理事業などを計上しており、13.4%を占めております。

教育費は10億7,024万5,000円で、学校給食事業として学校給食の提供により、児童・生徒の心身の健全な発達を図るための経費のほか、学校支援事業、小・中学校施設維持管理事業などを計上しており、8.9%を占めております。

次に、7ページでは第2表で4件の債務負担行為を、第3表で14件の地方債を定めております。

次に、議案第23号、令和7年度熊野町国民健康保険事業特別会計予算ですが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億8,423万4,000円とするものでございます。

2ページの歳入のうち主な内容は、国民健康保険税3億7,243万3,000円、県支出金17億868万2,000円、繰入金1億9,793万4,000円でございます。

3ページの歳出のうち主な内容は、保険給付費16億4,570万7,000円、国民

健康保険事業費納付金 5 億 6,420 万 2,000 円でございます。

次に、議案第 24 号、令和 7 年度熊野町後期高齢者医療特別会計予算ですが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 1,728 万 9,000 円とするものでございます。

2 ページの歳入のうち主な内容は、後期高齢者医療保険料 4 億 6,621 万円、繰入金 5 億 5,004 万 8,000 円でございます。

3 ページの歳出のうち主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金 10 億 892 万 1,000 円でございます。

次に、議案第 25 号、令和 7 年度熊野町介護保険特別会計予算ですが、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 24 億 6,702 万 6,000 円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,012 万 5,000 円とするものでございます。

まず、保険事業勘定についてですが、4 ページの歳入のうち主な内容は、保険料 4 億 7,134 万 8,000 円、支払基金交付金 6 億 5,096 万円、国庫支出金 5 億 3,939 万円、県支出金 3 億 5,630 万 6,000 円、繰入金 4 億 4,748 万 1,000 円でございます。

5 ページの歳出のうち主な内容は、保険給付費 23 億 3,357 万 5,000 円、地域支援事業費 1 億 1,217 万 7,000 円でございます。

次に、介護サービス事業勘定についてですが、8 ページの歳入のうち主な内容は、サービス収入 1,075 万 1,000 円、繰入金 930 万 7,000 円でございます。

9 ページの歳出の内容は、事業費 2,012 万 5,000 円でございます。

次に、議案第 26 号、令和 7 年度熊野町下水道事業会計予算ですが、収益的収入及び支出では、収益的収入予定額を 6 億 680 万 4,000 円、収益的支出予定額を 6 億 586 万 2,000 円とするものでございます。

次に、資本的収入及び支出では、資本的収入予定額を 3 億 7,548 万 6,000 円、資本的支出予定額を 5 億 6,330 万 8,000 円とするものでございます。また、第 5 条で 1 件の企業債を定めております。

以上が一般会計及び 3 つの特別会計並びに 1 つの企業会計に係る令和 7 年度当初予算の提案説明でございます。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま提案された令和7年度の熊野町一般会計予算及び各特別会計予算について並びに企業会計予算については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに一括して審査を付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、令和7年度の熊野町一般会計予算及び各特別会計予算について並びに企業会計予算については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに一括して審査を付託することに決定しました。

暫時休憩します。

（休憩 10時36分）

（再開 10時36分）

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。

ただいま設置いたしました予算特別委員会の委員長及び副委員長は議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員長及び副委員長は議長において指名することに決定いたしました。

お諮りします。

予算特別委員会の委員長に尺田議員、副委員長に民法議員を指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員長に尺田議員、副委員長に民法議員を指名することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~



○議長（時光） これより日程第16、発議第1号、熊野町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から趣旨説明を求めます。

片川議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（片川） それでは、熊野町議会、個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の発議に伴う趣旨説明を行います。

お手元にお配りいたしました条例改正の案と新旧対照表、これを御覧いただきたいと思えます。

まず1点目といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の一部改正により、本法律の規定を引用する本条例に条項ずれが生じることとなったため、改正を行うものでございます。

2点目といたしましては、刑法等の一部を改正する法律が令和4年に公布され、令和7年6月1日から施行されることに伴い、改正するものでございます。

内容といたしましては、改正法において懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設することなどが定められたことに伴い、これらの文言を引用している「懲役」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で趣旨説明を終わります。

発議第1号については、議員全員が賛成のため、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって本案は質疑・討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これより発議第1号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号については原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、本日はこれにて散会といたします。

(散会 10時40分)